

○福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領の運用基準

最終改正 令和8年10月1日

(定義)

第2条第1項第2号関係

1 対象期間には、次の各号に掲げる期間は含まないものとする。

- (1) 準備期間（契約から現場着手日までの期間）
- (2) 年末年始7日間、夏季休暇4日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 工事完成日（工事完成通知書提出日）から契約工期までの期間
- (6) 次に掲げる事由により、あらかじめ対象外とした期間

ア 工程上の制約等により、特定の時期に一部の工程を集中的に作業する必要がある
週休2日を適用させることが困難な期間

イ 関係機関との協議等が必要であり、その間の現場進捗が見込めない期間

ウ 先行工事との調整期間等、他工事との調整が必要であり、その間の現場進捗が見
込めない期間

エ その他、現場条件等により作業を一時中断する必要がある、その間の現場進捗が見
込めない期間

(対象工事)

第3条関係

1 業務委託において、建築関係工事積算基準の単価、諸経費を適用させて、工事に準じた
積算を行ったものについては、本要領を準用できるものとする。

2 当面の間は試行期間とし、補正による工事費の影響等を考慮したうえで発注できる工事
を対象とする。

(実施方法等)

第4条関係

1 発注方式は「発注者指定型」とし、原則として「月単位の4週8休以上」を適用する。

2 福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領対象工事の実施については、別紙1及び
次の各号によるものとし、本要領の実施を理由とした工期延長については、福島県積算基
準等に基づき工期を設定している場合、すでに4週8休対応の工期となっていることから、
延長は認めないものとする。

(1) 監督員は、工事期間中において4週8休以上の休日が確保された工程表を施工計
画書に添付して提出させ、その工程表において適切に対象期間の設定がされている
こと及び4週8休以上の休日が確保されていることを確認すること。また、分離発
注工事においては、全体の工事進捗に影響が出ない工程であることを確認すること。

(2) 監督員は、計画工程の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所または現
場休息予定日を記載した工程表を提出させ、4週8休以上の休日が確保されている
ことを確認すること。

- (3) 監督員は、工事現場に「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」の対象工事である旨が明示されていることを確認すること。
- (4) 監督員は、毎月、工事履行報告書に現場閉所または現場休息の実績を記入した実施工程表を添付して提出させ、施工計画時の工程表に基づき適切に休日が確保されていることを確認すること。
- (5) 監督員は、提出された実施工程表に基づき、現場閉所または現場休息の状況を出勤簿、工事日誌等により確認すること。この確認においては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。
- (6) 監督員は、竣工時に週休2日工事達成状況報告書（様式第1号）に現場閉所または現場休息の実績を記入した実施工程表を添付して契約検査課に提出すること。

（積算方法等）

第5条関係

補正は行わない。

（対象工事の記載）

第6条関係

- 1 特記仕様書「その他」に、福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領の対象工事である旨、発注方式について、下記を参考に記載すること。

【特記仕様書 記載例】

- ・本工事は、「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」の対象工事である。
- なお、「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」は、福島市ホームページから取得できる。
- 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。
- 週休2日促進工事 （・通期 ・月単位 ・完全週休2日 ）
↑ いずれかを選択し○印を付けること

- 2 設計書表紙及び金抜設計書表紙（数量内訳書）の工事概要欄に、福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領の対象工事である旨、発注方式について、下記を参考に記載すること。

【設計書等表紙 工事概要欄 記載例】

- ・「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」対象工事（発注者指定型）
週休2日促進工事 （・通期 ・月単位 ・完全週休2日 ）

（工事成績評定）

第7条関係

- 1 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定の「5. 創意工夫」「その他」の項目で次のとおり加点評価を行う。
 - ・受注者指定型において4週8休以上の休日を確保した。（2点加点）
- 2 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「d判定」とする。（減点評価）
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点評価を行わない。
- 3 令和9年3月31日までに起工する工事の減点措置は行わない。
- 4 令和9年4月1日以降に竣工検査を実施する工事について工事成績評定の加点を行わない。

附則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日より施行する。

（経過措置）

この基準の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以降に起工する工事から適用し、施行日以前に起工した工事については、なお従前の例による。

（名称変更）

この運用基準による改正前の福島市建築・設備工事週休2日促進工事实施要領の運用（令和3年4月1日施行）を、この運用基準による改正後の福島市建築・設備工事週休2日促進工事实施要領の運用基準に名称変更する。

附則

この基準は、令和6年7月1日より施行する。

附則

この基準は、令和7年1月20日より施行する。

（名称変更）

この運用基準による改正前の福島市建築・設備工事週休2日促進工事实施要領の運用基準（令和6年7月1日施行）を、この運用基準による改正後の福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領に名称変更する。

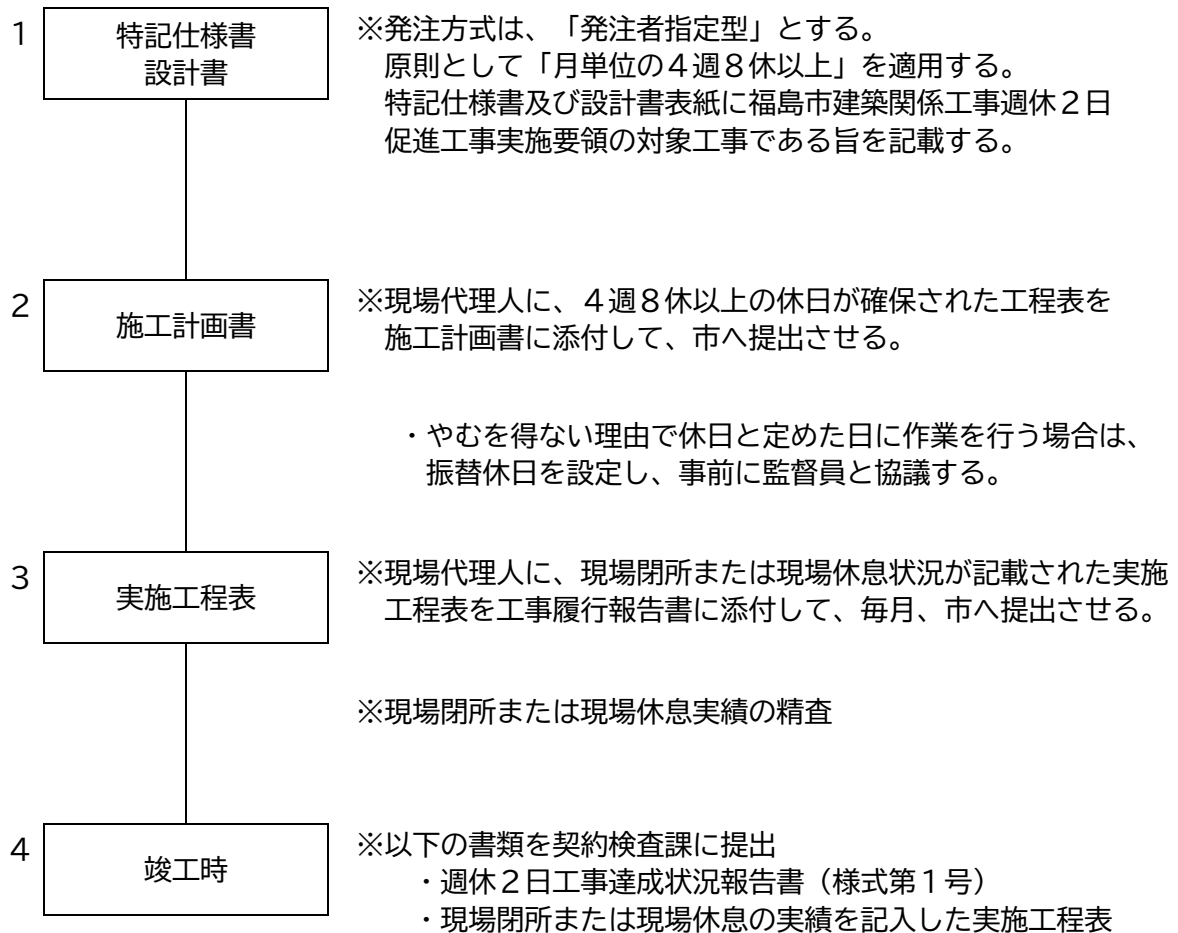
附則

この基準は、令和7年10月15日より施行する。

附則

この基準は、令和8年10月1日より施行する。

「福島市建築関係工事週休2日促進工事实施要領」の実施方法



(様式第1号)

部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	監督員	

週休2日工事達成状況報告書

		監督員職氏名									
契 約 番 号	第	号									
工 事 名											
工 事 場 所											
受 注 者											
	現場代理人		主任(監理)技術者								
請 負 金 額	当 初		変更後								
契 約 工 期	着 工	当 初	年 月 日		年 月 日						
	完 成		年 月 日		年 月 日						
完成年月日	年 月 日										
発 注 方 式	週休2日工事（発注者指定型） ☐ 完全週休2日・ ☐ 月単位 ・ ☐ 通 期										
達 成 区 分	☐ 4週8休以上										
	☐ 未達成（4週8休未満）										
現場閉所等日数	日	現場閉所等率 =		現場閉所等日数	%						
対象期間日数	日			対象期間日数							

[添付書類]

- ・ 現場閉所（現場休息）の実績を記入した実施工程表